

知事から「感染拡大防止集中対策期」における県民の皆さまへのお願い

～お一人お一人が油断せず、高い意識を持って感染防止対策の徹底を～

本県では、7月下旬以降、感染が急拡大し、8月初旬には、直近1週間の人口10万人あたり累積新規感染者数が、国のステージⅣ基準を超え、医療のひっ迫具合を示す確保病床の使用率も、国のステージⅢの目安を大きく超えるなど、県内の医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応が難しくなるだけでなく、通常の医療にも大きな影響が生じるおそれが生じたため、8月9日から「緊急事態対策期」に対策期を移行しました。

しかしながら、本県の新規感染者数は、8月18日に過去最多の111人にのぼり、その後も増加傾向は収まらず、国の分科会が示す6指標のうち、4指標がステージⅣを超えるなど、医療提供体制についても過去にない厳しい状況が続いたことから、本県は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第3項に基づき、8月20日（金）から9月12日（日）までの間、まん延防止等重点措置を実施すべき区域として、国により公示されました。

その後、9月以降、新規感染者数は減少傾向になりましたが、医療提供体制は依然として厳しい状況が続いていたことから、9月9日に、重点措置の実施期間が9月30日まで延長されたところです。

県民の皆さま、事業者の皆さまには、7月下旬からの長きにわたり、感染拡大の防止に向けた各種対策にご理解とご協力いただいておりますことに対し、改めまして、心から感謝申し上げますとともに、現在も感染者の検査、治療に当たられている医療従事者の皆さまにも、心より厚く御礼申し上げます。

こうした中、9月13日以降は、首都圏をはじめとする全国の新規感染者数が1日2千人を割り込み、本県においても、新規感染者数は1日10人前後で推移しており、直近1週間の累積新規感染者数は60人程度の水準となるなど、感染急拡大の状況からは脱してきていると考えられ、医療のひっ迫具合を示す確保病床使用率も、国のステージⅢの目安である20%を下回ったところです。

こうした状況やワクチンを2回接種した方が50%を超えたことなどを踏まえ、9月25日（土）から30日（木）までの間は、県の対策期を「緊急事態対策期」から1段階移行し、「感染拡大防止集中対策期」に移行することとします。

対策期の移行に合わせて、高松市の飲食店のうち、かがわ安心飲食店認証制度による認証済みの店舗のみ、営業時間は20時のままですが、現在停止している酒類の提供を19時30分まで可能とし、高松市以外の地域では、県独自の営業時間短縮を21時まで営業、20時まで酒類提供に緩和することとします。

なお、感染が下降局面であるとはいえ、今後の再度の感染拡大につながらないように十分に留意する必要があることから、大規模集客施設等の営業時間短縮の協力要請や県有施設等の休館・休園などについては、まん延防止等重点措置の期間において、県内全域の人流を抑制するため、これまでと同様の対策を継続したいと考えています。

県民の皆さまには、お一人お一人が油断せず、高い意識を持って、感染防止対策の徹底に努めていただくよう、改めてお願いいたします。

- ・ 日中も含めた不要不急の外出・移動は自粛を
- ・ 外出する必要がある場合にも、極力、一人で、または家族、あるいは普段行動を共にしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けた行動を
- ・ 特に、他の都道府県との不要不急の移動・往来は自粛を
県境をまたぐ不要不急の旅行や帰省、イベント参加等は、ご家族やご友人等とも慎重に相談し、「行かない」「呼ばない」「延期」の選択を
- ・ 県外から本県へ来県される方には、旅行や帰省、イベント参加等を極力控えることなど、お住まいの地域において地域外への移動についての対応の十分な確認をお願いします。

私としましては、ワクチン接種の進捗により所期の効果が得られ、一日も早く社会経済が回復するよう、国、各市町とも連携し、県民の皆さま、事業者の皆さまと一緒に全力で取り組んでまいりますので、引き続き、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の患者さんやその御家族、治療にあたっておられる医療従事者やその御家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではありません。また、ワクチン接種は、強制ではなく、御本人が納得した上でご判断いただくもので、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしてはいけません。引き続き、人権に配慮した判断や行動を心がけていただきますようあわせてお願いいたします。

令和3年9月22日

香川県知事 浜田 恵 造